

いわき市農業委員会第17回総会議事録

1 開催日時

令和元年 9 月 13 日 (金) 9 時 30 分から 11 時 00 分

2 開催場所

いわき市文化センター 1 階 大講義室

3 出席者 (32人)

(1) 農業委員 (22人)

1 草 野 庄 一	11 新 妻 信 夫	
2 坂 本 和 徳	12 佐 川 良 平	22 木 田 テイ子
3 蛭 田 元 起	13 鈴 木 理	23 小 泉 昌 男
4 遠 藤 重 和		24 佐 藤 吉 行
5 藁 谷 昭 夫	15 高 木 眞 一	
6 鈴 木 義 直	16 木 幡 仁 一	
7 草 野 久仁昭	17 菅 波 一 郎	
8 箱 崎 寿 正	18 大 竹 公 治	
9 松 本 英 人	19 油 座 盛 明	
10 油 座 勝 三	20 岡 田 光 男	

(2) 事務局 (10人)

太 清 光	事務局長
鈴 木 一 徳	次長
早 水 孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草 野 浩 平	農地審査係長
野 木 隆 司	農政振興係長
勝 沼 靖	農政振興係 主査
金 成 聡 司	農地調査係 主査
府 川 将 人	農地審査係 主査
石 島 大 輔	農地審査係 事務主任
稲 葉 俊 祐	農地審査係 主事

4 欠席者 (2人)

14 蛭 田 秀 史
21 和 田 正 人

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第 17 回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○第 17 回総会議案書 ○許可申請に係る意見及び決定理由書 ○現地調査位置図 ○【資料 1】令和元年度福島県下農業委員会大会の開催について ○パンフレット「農地バンクは地域農業の未来を応援します」 以上、5 点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第 22 条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号 17 番、菅波一郎委員よりお願い致します。
17 番 菅波委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文 4 行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 — 憲章唱和 —
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野庄一 会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第 17 回総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日は、そろそろ稲刈りの時期ということで、公私共にご多忙の中、ご参集いただき感謝申し上げます。 先日は、台風 15 号により大きな被害がありました。 千葉県においては、電気が不通となるなどの被害があったわけで、心からお見舞いを申し上げる次第です。 本市でも、台風に係る大風となり、稲が倒れるなど、被害があったかと思います。 これから、稲刈り等の作業が本格化することから、被害状況が心

草野会長	配されるほか、機械作業など、事故のないよう十分に注意いただきたいと思います。 9月7日から9日が諏訪神社の例大祭で、9日は台風接近が予想されたため、8日の本祭りの後すぐに片付けを行い、一同安堵したところであります。 さて、本日の総会は、議事といたしまして、定例となります「農地法に係る許可申請等」について、協議事項といたしまして、前回に引き続き、第4回目となります、「令和2年農作業労働賃金標準額」について、ご審議いただきます。 委員の皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となりまして進めさせていただきます。 会長、よろしくお願い致します。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席でございますが、議席番号14番、蛭田秀史委員、議席番号21番、和田正人委員でございます。 現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第17回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号12番 佐川 良平 委員 13番 鈴木 理 委員 以上2名をお願い致します。 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること

議 長 (草野会長)	とされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	第 17 回総会の案件について、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」において訂正が 1 件、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において訂正が 3 件、議案第 6 号、「いわき市農用地利用集積計画について」において訂正が 2 件、議案第 7 号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において訂正が 1 件ございます。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 私からの説明は以上です。
議長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 －議案第 1 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任)

議案説明書 2 ページをお開き願います。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願について説明致します。
議案説明書 3 ページをお開き願います。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。
番号 1 番、申請地は常磐、地目は畑、面積は 455 m²でございます。
本案件は、近隣地域で太陽光発電事業を行うにあたり、東北電力との接続点まで送電線を地中に埋設することに伴い、申請地に区分地上権を設定した農地法第 3 条許可の取消になります。申請地はその後、農地法第 3 条許可により、申請地の所有者から所有者の子へ贈与による所有権移転がなされました。しかし、今般、申請地の所有者の子と事業者との間で区分地上権を設定する必要が出てきたことから、従前、区分地上権を設定した農地法第 3 条許可の取消願が提出されたものです。
番号 2 番、申請地は平外 5 筆、地目は田及び畑、面積は田 4,970m²、畑 983m²、計 5,953m²でございます。
本案件は、農地法第 3 条許可により農地に使用貸借権を設定しましたが、申請者の意向が変わり、使用貸借権での設定ではなく、贈与により所有権を取得したいとのことから、農地法第 3 条許可の取消願が提出されております。なお、議案第 2 号でご説明しますが、別途、申請者から贈与による所有権の移転について農地法 3 条許可申請が提出されております。
以上 2 件、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願は、田 4,970m²、畑 1,438m²、計 6,408m²であります。
説明は、以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

事務局
(石島主任)

番号 1 番、2 番につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されたとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可処分取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 4 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。 説明の前に 1 点訂正がございます。議案説明書 5 ページをお開き願います。番号 2 番の備考欄に売買価格の記載が漏れておりました。金額は 1 m²あたり 800 円でございます。大変失礼いたしました。 それでは説明に入ります。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号 1 番、申請地は平、地目は畑、面積は 207 m²でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 外 4 件、番号 5 番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、番号 6 番、申請地は平外 6 筆、地目は田及び畑、面積は田 4,648 m²、畑 1,359 m²、計 6,007 m²でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 今月の 3 条申請面積は、田 16,029 m²、畑 2,557 m²、計 18,586 m²となります。 番号 1 番から 6 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

17 番 菅波委員	議席番号 17 番の菅波一郎です。 番号 1 番から 6 番につきまして、現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 －議案第 3 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書 6 ページをお開き願います。 「議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案説明書 7 ページをお開き願います。 配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。 番号 1 番から番号 4 番までの事案につきまして、場所が隣接しており、かつ、転用目的も同一で関連がありますので、転用目的及び事業の確実性につきましては一括で説明させていただきます。 番号 1 番、申請地は平外 1 筆、登記地目は畑、面積は 2,298 m²です。 番号 2 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 2,504 m²です。 番号 3 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 629 m²です。 番号 4 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 2,191 m²です。

事務局 (稲葉主事)	共通の事項を一括で説明させていただきます。 転用目的は、太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、申請人は高齢等の理由により、当該農地を耕作していませんでした。この場所一帯が耕作されておらず、近隣農地への影響及び農地管理の労力の軽減を考え、申請人を含む近隣農地の所有者が話し合い、同じタイミングで当該農地に太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 以上4件、面積の合計は、田0㎡、畑7,622㎡ 合計面積も7,622㎡となります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
18 番 大竹委員	議席番号18番、大竹公治です。 番号1番から4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の6ページをお開き願います。 －議案第4号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書 8 ページをお開き願います。

「議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

説明に入る前に資料の訂正が 5 点ございます。

議案説明書 10 ページ、11 ページをお開き願います。

番号 7 番、番号 14 番、番号 16 番、番号 17 番、番号 18 番の申請土地の表示の地目ですが、全て畑と記載されていますが、正しくは田となります。

訂正をお願いします。

これに伴いまして、12 ページの計の欄も変更となります。12 ページをお開き願います。

計の欄ですが、田 3,787.00 m²を 9,425.00 m²、畑 21,949.43 m²を 16,311.43 m²に訂正をお願いします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に移らせていただきます。

議案説明書 9 ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

関連がある事案につきましては、一括で説明させていただきます。

番号 1 番から番号 6 番、譲受人の住所氏名は、全て同一法人です。

番号 1 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 2,301 m²です。

番号 2 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 1,705 m²です。

番号 3 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 2,791 m²です。

番号 4 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 1,023 m²です。

番号 5 番、申請地は平外 1 筆、登記地目は畑、面積は 985 m²です。

番号 6 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 1,068 m²です。

番号 1 番から番号 6 番までの共通の事項を一括で説明させていただきます。

権利の移転事由は、売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢等の理由により、当該農地を耕作していませんでした。この地域一帯に耕作されていない農地が点在しており、近隣農地への影響及び農地管理の労力の軽減を考え、近隣農地の所有者が話し合い、同じタイミングで当該農地に太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 7 番、申請地は、平、登記地目は田、転用面積は 497 m²、権利の移転事由は贈与による所有権の移転、転用目的は分家住宅敷地です。

事務局
(府川主査)

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、譲渡人である両親と同居していますが、現在の住居が手狭になり、また、実家の農業を手伝うため、実家に近い申請地に住宅を建築したいという案件であり事業実施は確実です。

番号 8 番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は 496 m²、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は製材工場敷地の拡張です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人が代表を務める法人は勿来町窪田熊ノ道地内にて製材業を営んでおります。

当該法人の事務所が老朽化及び貯木場敷地が不足していることから既存敷地を拡張し、新事務所の建設と貯木場敷地の拡大を行う案件であることから、事業実施は確実です。

番号 9 番、申請地は川部町、登記地目は田、転用面積は 2,486 m²、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電施設です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、耕作しておらず、2 年程前に転倒した際のケガの後遺症から管理も難しい状況にある為、太陽光発電事業を行っている譲受人へ所有権を移転し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号 10 番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は 805 m²、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電施設です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は相続にて申請地を取得しましたが、本業が多忙なため、耕作しておりませんでした。

土地の管理も難しい状況であるため、太陽光発電事業を行っている譲受人へ所有権を移転し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号 11 番、申請地は、四倉町、登記地目は畑、転用面積は 94 m²、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は、自己住宅敷地の拡張です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の住宅への進入路は幅員が約 2 m しかなく、かつ、自宅敷地は、車の方向転換をするスペースもありません。このため、当該農地を駐車スペースとし、既存宅地の駐車スペース部分を回転場としたいという案件であり事業実施は確実です。

番号 12 番から 14 番、譲受人の住所氏名は、全て同一法人です。

番号 12 番、申請地は小川町、登記地目は畑、面積は 1,946 m²です。

番号 13 番、申請地は小川町外 1 筆、登記地目は畑、面積は 2,895

事務局
(府川主査)

m²です。

番号 14 番、申請地は小川町、登記地目は畑、面積は 863 m²です。

番号 12 番から番号 14 番までの共通の事項を一括で説明させていただきます。

権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢等の理由により、当該農地を耕作していませんでした。近隣農地への影響及び農地管理の労力の軽減を考え、当該農地に太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 15 番、申請地は田人町外 2 筆、登記地目は全て畑、転用面積は 1,256 m²、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は、一般住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は中山間地域の様な風土及び風景が好きで生活したいと思っておりました。

遠野町入遠野などの土地を探しましたが、通勤の関係や希望する条件の土地が見つかりませんでした。

今回、希望する条件の土地が見つかり、地権者との交渉も出来たため、住宅を建築する案件であることから事業実施は確実です。

番号 16 番から 18 番、被設定人の住所氏名は、全て同一法人です。設定人の住所氏名は、全て同一人物です。

番号 16 番、申請地は久之浜町、登記地目は田、面積は 1,661 m²です。

番号 17 番、申請地は久之浜町、登記地目は田、面積は 1,415 m²です。

番号 18 番の申請地は久之浜町、登記地目は田、面積は 1,202 m²です。

番号 16 番から番号 18 番の共通の事項を一括で説明させていただきます。

権利の移転事由は地上権の設定です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は人手不足のため、申請地を休耕田としていますが、管理は必要なため、その労力の軽減策を考えていました。譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな事業地を探していました。この度、両者の思惑が一致したことから、当該農地に太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号 19 番につきましては、搬入路・作業ヤード及び資材置場での一時転用、番号 20 番につきましては携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ・作業用地での一時転用になりますので、詳細の説明

事務局 (府川主査)	は省略させていただきます。 以上、20件、面積は、田9,425.00㎡、畑16,311.43㎡、合計25,736.43㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
19 番 油座委員	議席番号19番、油座盛明です。 番号1番から18番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (稲葉主事)	番号19番及び番号20番の事案につきまして、一時転用案件の事 業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定によ る許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を 求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の7ページをお開き願います。 －議案第5号を朗読し、審議事項を説明－

事務局 (早水係長)	詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 13 ページをお開き願います。 議案第 5 号、現況確認証明願いについてでございます。 次の 14 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 それでは、説明させていただきます。 番号 1 番、申請地は平、公簿地目は畑、現況地目は原野でございます。 面積は 111 m²でございます。 非農地化した経過につきましては、申請地は、20 年以上耕作を行っておりませんでした。 また、東日本大震災により隣接していた自宅が全壊・流出し、居住地を現住所に移したことで管理も難しくなり放置していたところ、畑全体に竹が繁茂し原野化し現在に至っております。 以上 1 件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いします。
20 番 岡田委員	議席番号 20 番の岡田光男です。 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありません。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 ー議案第 6 号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書15ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 初めに 2 件訂正がございます。 議案説明書27ページをお開き下さい。 番号21番の案件と番号23番の案件が取下げとなりましたので削除願います。 議案説明書の16ページをお開き願います。 この取下げに伴いまして、令和元年度第10号、利用権の新規設定について（転貸）の、貸し手が32名から30名に、対象筆数が108筆から105筆に、面積が田176,754㎡から田165,498㎡となります。 続きまして、議案説明書24ページをお開き願います。 農用地利用権設定地区別総括表について、四倉地区の、貸し手が25名から23名に、筆数が73筆から70筆に、面積が田132,216㎡から田120,960㎡となります。 合計が、貸し手が32名から30名に、筆数が114筆から111筆に、面積が180,813㎡から169,557㎡になります。 利用権設定区分及び備考欄について、筆数が田108筆から田105筆に、面積が田176,754㎡から田165,498㎡になります。 続きまして、議案説明書25ページをお開き願います。 利用権設定後の耕作面積が180,813㎡から169,557㎡になります。 お詫びの上、訂正いたします。 それでは議案の説明をさせていただきます。 議案説明書の16ページお開き願います。 農用地利用集積計画第 8 号から10号の内容について説明いたします。 第 8 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。 実施地区は、平。 買い手 1 名、売り手 1 名、対象筆数、田 1 筆、面積、8,266㎡となっております。

事務局
(金成主査)

第9号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。

実施地区は、平。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田1筆、面積、1,382㎡となっております。

第10号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は平。

借り手1名、貸し手11名、対象筆数、田70筆、畑7筆、面積、田165,498㎡、畑4,059㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第8号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年9月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平、現況地目は田、面積8,266㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第9号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年9月30日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平、現況地目は田、面積1,382㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、令和元年度第10号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年9月30日、いわき市となっております。

事務局 (金成主査)	次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号1番、土地の所在は平、現況地目は田、面積1,000㎡、外29件、詳細につきましては、記載のとおりです。 議案説明書18ページをお開き願います。 以上、第8号から第10号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の9ページをお開き願います。 －議案第7号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書29ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。 初めに1件訂正がございます。 議案説明書30ページをお開き願います。

事務局 (金成主査)	番号6番の案件について、利用権設定農用地を外14筆から外11筆に、面積を37,753㎡から26,497㎡に、借賃を528,542円から370,958円に、利用権設定後耕作面積を245,729㎡から234,473㎡になります。 お詫びの上、訂正いたします。 それでは議案の説明をさせていただきます。 番号1番、土地の所在は平外27筆、現況地目は田、面積33,201㎡、外9件、詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画について、に基づいて作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －報告第1号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(稲葉主事)

議案説明書の 31 ページをお開き願います。
農地法第 3 条届出について、説明致します。
次のページをお開き願います。

番号 1 番、土地の所在地は小名浜、登記地目は田、面積は 749 m²、
権利を取得した日は平成 31 年 3 月 12 日、権利を取得した事由は相
続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあつ
せん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年 7 月 26 日ござい
ます。外 6 件ございました。

議案説明書 33 ページをお開き願います。

権利取得面積は田 16,755 m²、畑 17,062.54 m²、合計 33,817.54 m²
でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご
承知願います。

次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地
転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局
(草野係長)

議案書の 11 ページをお開き願います。
－報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(稲葉主事)

議案説明書の 34 ページをお開き願います。
農地法第 4 条届出について、説明致します。
次のページをお開き願います。

番号 1 番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は 1,285 m²、
転用目的は貸店舗及び露天駐車場敷地、都市計画法上の区分は第二
種住居地域、工事着工年月日は令和元年 8 月 19 日、受理年月日は令
和元年 8 月 5 日でございます。外 3 件ございました。

転用面積は田 2,003 m²、畑 1,103 m²、合計 3,106 m²でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご
承知願います。

次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地
転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局 (草野係長)	議案書の 12 ページをお開き願います。 －報告第 3 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 36 ページをお開き願います。 農地法第 5 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は 1,573 m²、畑、面積は 1,027 m²、転用目的は解体自動車置場、都市計画法上の区分は準工業地域、工事着工年月日は令和元年 8 月 20 日、受理年月日は令和元年 8 月 5 日でございます。外 10 件ございました。 議案説明書 39 ページをお開き願います。 転用面積は田 7,722 m²、畑 2,513 m²、合計 10,235 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 13 ページをお開き願います。 －報告第 4 号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 40 ページをお開き願います。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明致します。 次の 41 ページをお開きください。 1 番、申請地は、勿来町外 1 筆、地目はすべて田、面積は計 2,042 m²でございます。 土地の引渡し時期は令和元年 9 月 30 日でございます。 以上 1 件、今月の農地法 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知は、田 2,042 m²、畑 0 m²、計 2,042 m²でございます。 以上、報告いたします。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。

事務局 (野木係長)	議案書の 14 ページをお開き願います。 －報告第 5 号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書の 42 ページ、43 ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。 8 月は 1 件の証明願がありました。 合計面積は、田 9,172 m²、畑 1,385 m²、合計 10,557 m² になります。 審査の結果、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
議 長 (草野会長)	以上で、本日の議事は全て終了致しました。 それでは、協議事項に入る前に 10 分間の休憩といたします。 只今、10 時 50 分ですので、再開は 11 時 00 分からといたします。 －10 分間休憩－
議 長 (草野会長)	全員お揃いですので、再開致します。 これより、協議事項に移ります。令和 2 年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。
事務局 (勝沼主査)	令和 2 年農作業労働賃金標準額について説明させていただきます。 2 つの資料をお手元にご用意願います。 一つ目は、7 月 17 日の第 15 回総会資料 1 第 2 回協議資料「整理すべき事項等」でございます。 二つ目は、8 月 16 日の第 16 回総会資料 1 第 3 回協議資料「トラクター取付けの草刈機による作業代金の新設に係る県内他市町村の平成 30 年標準額」でございます。 前回の協議では、二つ目の資料を用い、トラクター取付けの草刈機による作業代金の新設について、草丈をどう考慮し作業料を設定するかなど、様々なご意見を出され、協議いただいたところです。 今回も引き続きご協議いただきますようお願いいたします。 なお、一つ目の資料の第 2 回協議資料について、まだ説明していない内容がありますので、そちらを先にご説明いたします。 第 2 回協議資料「整理すべき事項等」の 2 ページをお開き願いま

事務局
(勝沼主査)

す。

委員の皆様からいただいた意見で、標準額を利用した場合の問題点等として事務局でまとめた資料について、ご一読いただいてご意見をお持ちかと思いますが、改めてご説明いたします。

雇用労働作業の作業単価について、一日と一時間が作業内容とマッチしない。

これについて、作成されている単価は、一時間あたり福島県の最低賃金 772 円であり、こちらは平成 30 年 10 月 1 日改定の最新のもので、標準価格表の備考欄に記載しておりますので、こちらが基準になると考えます。

ひと区画の作業面積によって料金体系に差があってもよいのではないか。

燃料が高額なため標準額は安すぎる、料金が安くては作業員が集まらない、といった問題点が出されておりました。

そして、請負労働作業、主に育苗作業ですが、これについては 小さい注釈がありますが、いわき市の標準額をわかりやすいように、追加で記したものであります。

育苗代 670 円は安いという意見や、もう少し高い価格でもよいと思うという意見や、この価格でやっていける農家はいないという意見がございます。

こちらは、6 月 14 日に配布した資料に近隣市町村との比較があったかと思いますが、近隣市町村は 700 円から 756 円となっております。

農作業全般について、農作業全般が安いのではないかという意見がございました。

ブロードキャスター代について、10 アールあたり、220 キロから 260 キロの幅があるので、キログラム数に応じて割増ししてはどうかという意見がございました。

代掻きや田植え、稲刈り及び畔塗りについてですが、軟弱地盤や変形した農地は割増の対象としてはどうかという意見がありました。

基盤整備された農地と、極小且つ点在する農地では料金に格差があってもよいのではないかという意見が、受委託双方から意見としてだされています。

平成 31 年版の標準額一覧において、当事者間で調整して欲しい旨を注釈で記載しております。

畔塗りについては、10 アールあたり 5,000 円の意見がありましたが、これは、20 メートルかける 50 メートルと過程した場合 140 メートルとなり、単価が低くなってしまうので、この価格の設定につい

事務局
(勝沼主査)

ては、詳細な設定が必要かと考えます。

畔草刈りは平米あたりの価格設定を希望している。

草取りは受託した方によって違いがあるとの意見がございました。

今回、わら結束は、2,000 円増しではなく、5,000 円増しにして欲しいという意見があります。

わら結束県内ですと、福島市と平田村で、2,000 円増しという価格表示をしています。

コンバイン乾燥については、脱穀の場合で 8,000 円、収穫量によって変えるという案が出ております。

こちらについては、10 アールあたりの標準収穫量は、7 から 8 俵なので、逆に計算が合わなくなってくるのかと考え、書かせていただきました。

そして、支払い時に油代といて、燃料代を加えているのご意見がございました。

粃刷りですが、水分の高いもの、雨に濡れた粃は割増とする。

半乾き 1,500 円や生乾きは 2,200 円と設定している市町村もありますが、大体は設定されておられません。

その他の意見として、燃料代については相当意見をいただいております。

ここ数年で燃料代が値上がりしている、燃料代が高騰しているので作業受託に影響が出る、作業委託料の値上げもやむを得ない、受託されないと困る、委託料は現状が望ましいが燃料代の値上がり分は見ても良い、作業委託の燃料代分くらいは値上げしてもよいと思う、燃料代が高くなっているので考慮してもらいたい、などの意見が多数寄せられておりました。

交通費としては、交通費はいただいているという意見がありました。

金額は、現状の値上げするのであれば、受託の方法を考えなければいけない。

消費税については、増税後も作業賃金は上がっていない。

小規模農家はそもそも非課税である。税込み価格で表示して欲しい、作業賃金とありますが、雇用の場合は、消費税は含まず、人件費扱いとなります。

そして基準ですが、10 アール以下の水田と、点在する水田作業には料金の格差があつてよいと思う。

これについては、平成 31 年度版の価格表の備考で、当事者間で調整をして欲しい旨を記載しております。

なお、須賀川市では、標準価格の圃場条件は、基盤整備後の田で

事務局 (勝沼主査)	30 アールを基準としています。 その他としては、30 年近く標準額が変わっていないという意見が寄せられています。 以上が、標準額を利用した際の問題点に寄せられた意見でございます。 資料の説明は以上でございますが、次回の 10 月の総会において、標準額の値上げ、据置き、値下げについて協議いただき、11 月に素案を作成、12 月総会に上程することを予定しております。 事務局からの説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 事務局から説明がございました、標準額については、次回、値上げ等の協議を行うことといたします。 今回、今の説明において、各作業項目において、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。
24 番 佐藤委員	議席番号 24 番、佐藤吉行です。 私は、業者の方ともお話するのですが、大枠では、高くして欲しいという希望があります。 しかし、高くすると頼んでくれなくなるので、仕方がないという意見がほとんどでした。 前回の会議の際に、遊休農地の草刈りの議論をしたかと思います。私もなるほどと思いながら聞いておりました。 最後に、時期尚早という意見がありましたが、そうだろうと感じました。
議 長 (草野会長)	ありがとうございます。 今のお話ですが、トラクター取付けの草刈りは、作業項目として新設することとしましたので、作業代金について協議したいと思います。 事務局説明にもあったとおり、標準額を設定する前に、実際にモアを付けて草刈りを実践している方の意見が参考になるかと考えます。 小泉委員にも前回、料金にも触れてお話いただきました。 これについて、作業中の問題や作業時間など、ご意見はありませんか。
23 番 小泉委員	議席番号 23 番、小泉昌男です。 トラクターの草刈り作業ですが、実際に頼まれて実施したところ

23 番
小泉委員

は、数年休耕していて、自分の背丈くらい約2メートル程度の草が生えておりましたが、今年から耕作したいということで、草刈りの作業を行いました。

実際に、冬場の枯れ草の草刈りで、雑木が生えていたわけではないので、作業自体の手間はかかりませんでしたが、時間は10アール程度で約2時間かかりました。

ハンマーナイフのモアだと、刈ったあとにロータリ跡ができるということで、大変な作業だったのですが、遊休農地の解消に直結した仕事だと感じました。

作業料金の面ですと、実施は標準額にあぜ草刈りという項目がありますが、これは、1時間3,000円で自走する草刈機の場合とあり、トラクターの草刈りも、木があつたりすると作業ができなくなりますので、早い段階での作業が必要になるかと思います。

新たに、トラクターの作業名に入れなくても、草刈りの作業として、摘要欄でトラクターの場合として載っていれば使用は可能かと思います。

前回、時期尚早という意見もありましたが、少しずつ依頼も増えてきているので、皆さんで協議いただければと思います。

議 長
(草野会長)

その他、坂本委員からも事例をお話いただきましたが、それについても、意見はございますか。

2 番
坂本委員

議席番号2番、坂本和徳です。

前回の話ですが、東日本大震災後で基盤整備前の話でしたので、色々な異物が入っていたので、作業料金を高めに設定してやらせていただきました。

あと、自分の農地で35アール程度住宅地に囲まれた農地があり、その草刈りを年1回くらいトラクターのモアで、だいたい4から5時間かけてやっています。

ここ最近思ったのが、草刈っているのが半日や一日の作業が無駄だと感じるようになっていっているので、今年から耕作というわけではないですが、自分の考えで、今、草刈って1か月程度なので、根まで枯らせる除草剤をまいて、プラウかけて、ロータリーかけて、その後、景観作物で菜の花をまいて、住民の方の目の保養ではないですが、そのようにしたいと考えています。

議 長
(草野会長)

ありがとうございます。

私も、中山間地の管理としてモアを部落で刈って、これは畝刈り用ではありますが、それでやっております。

議 長
(草野会長)

近くにもそれ以外にモアを持っている方がいて、中山間地直払いの協定地で荒れ地が出たので頼まれて草刈りを行った。

その作業で、50センチくらい伸びている草を10アール5,000円か6,000円くらいでやった。

少し安いなと思っていたそうですが、その後、1万円が妥当でないかという意見を聞いたそうです。

基本的には、そういった金額等を参考にすればよいと思いますが、事前に事務局と話し合った内容としては、単純に反当りにすると、草丈が伸びている状況によっては、作業負担にばらつきが出てしまいます。

何センチに設定するかと、低い、高いを細かに設定する必要も出てくるため、それよりは、時間当たりの単価を設定するのが状況に応じた柔軟性が出てくるのではないかとということで、他のところを見ると10アールでやっているところもあるのですが、いわき市の場合は、耕作放棄地というか、荒れた農地を再開するための前段の草刈りという前提で、項目を例えば、耕作放棄地という区分で分けて、作業名を、トラクターに取付けるモアの草刈りという形で、メートルいくらという設定をするのが、状況に応じて柔軟に対応できる単価設定になるのかなと考えますがいかがでしょうか。

10アールあたりの単価ですと作業効率として反映しにくいと思いますが、メートル単位ではどうですか。

新規項目の価格設定なので、今回の協議である程度目途がつけばと考えますが、ご意見ございますか。

15 番
高木委員

議席番号15番、高木眞一です。

前回、時期尚早と言ったのは、小泉委員や坂本委員は、年間どれくらいの作業をされているかと思ったところです。

50町歩や30町歩、10町歩とか、金額にして何十万円対応しているのかという話をしてもらいたいと思いました。

農業委員会の委員にも認定農業者がおりますが、アンケート調査も意向調査的なアンケートで、作業者の意見の集約が多い。

標準額については、市の農作業の一般的な作業について定めたものとされています。

作業委託については、当事者間で目安とする価格であることを重んじてもらいたいと思うのです。

これは今後も、どんどん形式的なアンケートでやっていくと思う。

認定農業者は認定農業者で収支バランスを考えるとと思いますが、ここにいるメンバーは、市から委託された農業委員なのです。

半分、言葉は悪いかもしれませんが、ボランティア的な考えを有

15 番
高木委員

してあくまでも標準的な基準を定める会なのです。

だから、そういうこともからんで、アンケートで意見のあったものを全部網羅的に出すのも、いかがなものかと思い、時期尚早ではないかと意見したものです。

ですので、小泉委員と坂本委員に、去年あたりはどのくらいの作業を行っているのか意見を聞きましたが、渡辺地区にもトラクター取付けのモアを持っている方がおりますが、個人から依頼されてやっている実績はありません。

自分の所有する農地の農道だけです。

それだけの作業内容のものを、標準額の表に記載するのはいかがなものかと思うので、時期尚早ではないですかと意見したのです。

議 長
(草野会長)

今の、高木委員のご意見も納得できることと思いますが、新規項目として入れようということは、前回の協議で同意を得ています。

ただ、実際、個人単位で受けた実績はあまり聞きませんが、今後、早ければ来年にでも、耕作できなくなる農家が出てくることが予想される中で、すべてを耕作して管理するのが無理だという状況にもなりかねない。

そういったときに、モアで草を刈ったり、除草したうえでロータリーをかけて、先ほど坂本委員の意見のとおり、景観作物等を植えたり、飼料作物などを植えたり、そういうもので農地を管理するということが、おいおい出てくるのではないか。

それがぼつぼつ出てきている状況の中で、今回くらいは入れておくべきではないかと思いますが、実際、標準額が出ていないが、請け負っている方もいる、他の委員会でも設定されている金額なので、ただ、いわきの場合は牧草地の草刈とか抜きにしてあくまでも耕作放棄地の対策という項目で、モアを利用した場合には、このくらいの基準でやりましょう、という基本的なことを決めておく必要があるのかなと考えます。

資料にも、今回の問題点のとらえ方は、各自違うと思います。

これを、もう一回委員の方が、次回 10 月までの間に読んでもらって、前回の設定金額と同じでよいという意見が 70 パーセント以上のものも出ています。

そこも併せて見て欲しいのですが、見ていただいた上で、同様の金額が妥当だろうという意見も含めて、次回協議をしたいのです。

今回は、取り敢えず、価格設定までいけないのであれば、実際に作業されている方の意見をもう少し聞くこともできるでしょうから、そういったものを確認したうえで、じっくり決めようというのであれば、次回、全項目の価格設定の時に、メートルあたりいくら

議 長
(草野会長)

というものを決めるという流れの方が良いのだろうと思いますが、その方法でよろしいか。

13 番
鈴木理委員

議席番号 13 番、鈴木理です。

私の考え方は、高木委員と同じ意見です。

この時点で、モアの草刈りの価格設定というのは、私は見送ってもよいのではないかと思います。

高木委員も話したとおり、我々は農業委員会という公的機関でものを決めていくという時には、これは、非常に慎重にあるべきであるし、そして、きちんと説明責任を果たせるようにできるものでなければならないと思います。

前回、事務局から説明を受け、草刈機の価格設定をしているという 5 つの農業委員会があるという資料をいただきました。

これを見ると、私の感覚では、我々が一般的に考えている耕作放棄地というものではなく、私の思いですが、除染の必要が迫られている地区がこの価格設定をしたのではないかと思います。

でありますので、これを参考にというわけにはいかないのだろうと思い、それを考えた時に、私は慎重にして、今回は見送った方がよいのではないかと思います。

私も色々な場に入っておりますが、標準額は農業委員会が決定することになっておりますので、農業委員会の業務の一つです。

ただ、違う角度から見ると、農業委員は自分たちでやってもらう金額を自分たちで決めている、この制度はおかしいという考え方を持っている方も結構いる。

それも、知識人の中や委託者の中にそのような声があるということも、我々は慎重に考慮していかなければならないのではないかと思いますので、私としては、今回は見送って、今後慎重に検討を重ねていく必要があるというのが、私の考えです。

議 長
(草野会長)

ただいま、鈴木委員から、今回のモアの草刈りに関しては多少慎重が必要ではないかとの意見をいただきました。

流れとしては、新規に追加を検討し、事例もあるということでお話をいただき、追加する旨をお諮りしたのですが、価格設定を慎重にという意見ですので、新規に追加するかしないかを確認し、追加しないという場合には、次回の協議から外したほうがよいと考えます。

これについては、追加するか否かについて、決を採る必要がありますので、お諮りいたします。

追加する方がよいだろうという方の挙手を求めます。

	— 挙手者少数 —
議 長 (草野会長)	それでは、モアの草刈りの価格についてですが、今回は載せないということで、確認したいと思います。
	— 高木委員挙手 —
15 番 高木委員	議席番号 15 番、高木眞一です。 次回も議論があるので、実際に作業受けている委員の実情を踏まえ、新設するというのであればそれでも良いのではないのでしょうか。 アンケートの結果でも、コンバインの燃料が上がっているから、そちらに重きを置いて欲しいという意見があります。
議 長 (草野会長)	それでは、各委員の考えは先ほど挙手で示していただきましたが、議論の余地がありますので、来月まで各委員で検討いただき、次回議論まで保留とし以後審議するという事でよろしいですか。
	— 異議無しとの声有り —
議 長 (草野会長)	それでは、本日は、新規項目の価格設定まで検討する予定でしたが、今までの議論の経緯を踏まえ、新規項目の件については、次回に審議することとします。 次回は、項目毎の最終的な議論をすることになるかと思います。 今回は、第 4 回ですが、これほど細かく議論した経緯はありませんでした。 事務局の資料も非常に参考になりますので、各委員、よく確認いただき、次回協議とさせていただきます。 本日の議論はこれまでといたします。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	1 【資料 1】令和元年度福島県下農業委員会大会の開催について ➡開催について周知した。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局の説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。 特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第 17 回総会を閉会致します。

